

設計・工事監理業務における総合評価方式の見直し

三重県では、建築の設計・工事監理業務の総合評価方式において、事務手続きの簡素化、審査および評価の公正性・透明性の向上等を目的に見直しを進めてきたところですが、平成27年6月からは、下記のとおりとしますのでお知らせします。

(1) 見直しの方向性

- ① 業務負担の軽減
- ② 企業の技術力を重視、社会貢献度について過度の負担とならないように配慮
- ③ 審査・評価の公正性・透明性の向上

(2) 主な見直し内容

- ① 事務負担
 - ・技術提案の作成資料を簡素化
 - ・落札候補者のみ客観評価項目の申告内容について詳細確認を行う事後審査方式を導入
- ② 評価項目・評価基準
 - ・社会貢献度は、引き続きその取組を評価しつつ、取得項目数に応じた評価（加点割合の見直し）により負担を軽減
 - ・客観評価においては、企業の技術力の評価を重視するため、企業の業務実績を新たに評価（技術者の業務実績等の評価を軽減）
 - ・価格評価点を見直し（縮小）し、技術評価点を重視
- ③ 審査・評価
 - ・公正性・透明性を高めるため、ヒアリング内容を標準化（専門技術力）

今後の進め方

- ・平成27年6月1日以降の業務から適用
- ・見直した内容について、運用後の検証を実施